

マイナンバーカードで 生活をもっと便利に



『マイナンバーカードが健康保険証として利用が可能に』

顔認証付きカードリーダーが設置されている医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりました。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーカードの 健康保険証利用で

5 つのいいこと

2. 健康保険証として利用可能

転職等のライフイベント後も

就職、転職、引っ越しをしても健康保険証としてずっと使えます。※医療保険者が変わる場合は、加入の届出が必要です。

4. 医療費の一時支払いが不要に

窓口での限度額を超える

限度額適用認定証を持参しなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

良いことがたくさん
あって嬉しいね！



1. 健康管理や医療の質の向上

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。また、マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報をみることができます。

3. 顔認証により受付が自動化

顔認証で、本人確認と保険証確認を一度に実施できます。自動受付のため、人との接触も最小限に抑えることができます。

5. 医療費情報の自動入力

確定申告書への

マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単にできます。

健康保険証として利用をするためには、申し込みが必要です。

カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、パソコン+ICカードリーダー）でマイナポータルから、または医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーなどで申し込むことができます。



マイナポータル専用サイト

『マイナンバーカードを利用して公金受取口座登録が可能』

マイナンバーカードを利用して、給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）をあらかじめ登録しておくことができます。登録しておくことで、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

公金受取口座の登録方法

カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、パソコン+ICカードリーダー）で、マイナポータルから登録することができます。

※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。
別途、申請などが必要になります。

『マイナポイント第2弾のお知らせ』

マイナポイント第2弾の付与が始まりました。最大で20,000円分のマイナポイントを受け取ることができます。マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って申込みを行う必要があり、以下の1～3の手続きを行った方が対象となります。

※今回のポイントは、令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、ぜひ、期間内に申請してください。

※ポイントの申込期限は令和5年2月末です。

1

マイナンバーカードの新規取得→最大 **5,000** 円分

申込み時に選んだキャッシュレス決済サービスに、お金をチャージ、または買い物をすると、その金額の25%のポイントがもらえます。

※マイナンバーカードをすでに取得した方のうち、マイナポイント第1弾の最大5,000円分のポイント付与を受けていない方も対象となります。

2

健康保険証としての利用申込み

→ **7,500** 円分

3

公金受取口座登録

→ **7,500** 円分



健康保険証の利用や公金受取口座登録をすでにお申込みされた方も、マイナポイントの受け取りには別途お申込みが必要ですのでご注意ください。

マイナポイントのお申込み方法

カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、パソコン+ICカードリーダー）でマイナポイント専用サイト、またはアプリから申込みことができます。

パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、役場窓口（町民係2番窓口）でも上記手続きの申込み・登録ができます。ぜひご利用ください。

※役場で手続きをご希望の際は、必ず電話にて事前に予約するようお願いいたします。詳しくは町民係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 川俣町役場 1階 2番窓口 町民税務課町民係（内線1306）